

議第23号 呉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

広島県に準じ、地域手当の支給率の改定を行うものです。

2 改正の内容

広島県が、広島県人事委員会の勧告に基づき広島市及び安芸郡府中町に在勤する職員並びにそれ以外の広島県内の市町に在勤する職員について、地域手当の支給割合を1.3パーセント引き下げることにより、派遣等により広島市に在勤する職員及び広島県との人事交流により採用している市立呉高等学校教員について、地域手当の支給割合を1.3パーセント引き下げるものです。

なお、当該引下げにより、給与支給額に影響が生じることから、該当する職員については、広島県に準じ、給料表の水準を1.3パーセント引き上げる措置を講じます。

区 分	現 行 (A)	改定案 (B)	(B) - (A)
広島市に在勤する職員	<u>7.5%</u>	<u>6.2%</u>	△1.3%
教育職給料表適用職員	<u>4.5%</u>	<u>3.2%</u>	

※ 地域手当については経過措置を設けていることから、今年度の支給割合は、広島市に在勤する職員が7.4パーセント、教育職給料表適用職員が4.4パーセント

3 施行期日

令和2年4月1日